

請求書等の押印省略について

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部では、事務の効率化及び物品購入や業務委託などの相手先企業等の利便性の向上を目的に、会計処理に係る事務手続の押印見直しを実施しました。

【押印見直しの概要】

令和7年10月1日以降に公告や見積依頼を行う案件で提出される書類については、原則は、これまでどおり押印を必要としますが、以下のとおり取り扱うものとします。

ただし、それ以前に契約締結した案件に関して提出される請求書については、書類の作成日が10月1日以降のものについて適用します。

1 押印を省略することができるもの

対価の支払い(物品購入、業務委託、その他)関係

見積書、請求書

⇒「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先が明記されており、かつ、「本件責任者及び担当者」の在籍確認が、継続的な関わりや一連の手続の過程、又は、電話や電子メール等で行われているもの

2 押印を必要としないもの

納品書、完了届

3 従来どおり押印が必要なもの

入札書、契約書、請書、領収書、委任状